

鹿児島県事業再評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、県が事業主体となって実施する公共事業の再評価（以下「再評価」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 再評価の対象となる公共事業は、環境林務部、商工労働水産部、農政部及び土木部が所管する公共事業のうち、国が費用の一部を補助又は負担する事業（以下「補助事業等」という。）で、別表に掲げる事業とする。

2 再評価を行う年度に完了予定の補助事業等又は既に主要工事を完了している補助事業等については、再評価の対象事業から除くことができるものとする。

(再評価の手法)

第3条 再評価を行う際に整理すべき各補助事業等ごとの指標、対応方針案を作成する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、国が作成する評価手法を準用するものとする。

(再評価の実施時期)

第4条 再評価は、事業採択後5年目または10年目、再評価実施後5年目または10年目及びこのほか知事が必要と認めるときに実施する。

(事業評価監視委員会の設置)

第5条 知事は、再評価の実施に当たり、学識経験者等の第三者からの意見を求めるため、鹿児島県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）を設置する。

2 監視委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(監視委員会の意見の尊重)

第6条 知事は、監視委員会より意見の具申があったときはこれを尊重するものとする。

2 知事は、前項の意見の具申を踏まえ、補助事業等の再評価を行い、その対応方針を決定するものとする。

(再評価結果等の公表)

第7条 前条第2項の再評価の結果及び対応方針等は、公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

別表

部名	関係省庁	事業	
環境林務部	林野庁関係	全事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業 2 事業採択後10年間に経過した時点で継続中の事業 3 再評価実施後5年間に経過する事業 4 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
商工労働水産部	水産庁関係	全事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業 2 事業採択後10年間に経過した時点で継続中の事業 3 再評価実施後5年間に経過する事業 4 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
農政部	農林水産省関係	全事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業 2 事業採択後10年間に経過した時点で継続中の事業 また，途中で事業計画変更があった場合には，変更後10年間に経過した時点で継続中の事業 3 再評価実施後5年間に経過する事業 4 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
土木部	国土交通省関係	全事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業 2 事業採択後10年間に経過した時点で継続中の事業 (ただし，補助事業は，5年間) 3 事業採択前の準備・計画段階で5年間に経過する事業 4 再評価実施後5年間に経過する事業 (ただし，下水道事業は，10年間) 5 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業